

丸亀市産業振興推進会議について（概要）

1 丸亀市産業振興条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）改正：令和 2 年 3 月 30 日
（目的）

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定・強化、中小企業の育成・発展、新規産業の創出、企業誘致、雇用の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第 4 条 市は基本方針に基づき、産業振興にかかる計画を総合的に策定し、実施するものとする。また、その計画及び実施状況を公表するものとする。

2 丸亀市産業振興計画

第一次計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

第二次計画（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）

第三次計画（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）

「丸亀市産業振興条例」、「丸亀市総合計画」の基本方針を踏まえ、産業振興を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めた 5 年計画。

別途、計画期間 3 年間の「実施計画」を定め、社会経済環境の変化や企業ニーズを踏まえ、毎年見直しを行う。

（年度）	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)
第三次産業振興計画	—————→				
実施計画	—————→				
		—————→			
			—————→		

3 丸亀市産業振興推進会議の役割

丸亀市産業振興計画の推進にあたって、「丸亀市産業振興推進会議」が産業振興施策に必要な事項を審議し、施策を推進する機関と位置づけられている。

①実施計画の推進

施策の事業化に向けて必要な内容について検討を行い、助言や推進に協力する。

②実施計画の評価及び改善策・新規施策の検討・助言

実施計画の進捗状況結果に基づき、計画の達成に必要な改善策や新たに必要な施策について検討・助言を行う。

[丸亀市産業振興条例より]

(産業振興推進会議)

第10条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 産業経済団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 消費者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、または関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 会議録作成及び公表について

丸亀市自治基本条例、丸亀市附属機関会議公開条例及び同施行規則により、丸亀市の附属機関等における会議については、会議録を作成するとともに、原則として会議終了後1月以内に丸亀市のホームページなどにおいて公表する。